

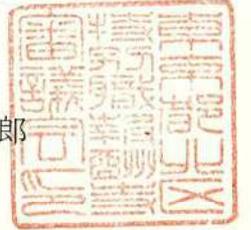
(写)

令和4年12月16日

東京都北区長
花川 與惣太 殿

東京都北区特別職報酬等審議会

会長 大前 孝太郎



東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに
区長、副区長及び教育長の給与の額等の適否について（答申）

令和4年12月16日付、4北総総第4197号で諮問を受けた標記の件に
ついて、本審議会の意見は別紙のとおりです。



東京都北区特別職報酬等審議会委員

会 長 大 前 孝太郎

会長職務
代理者 尾 花 秀 雄

委 員 岩 脇 彰 信

委 員 牛 村 福太郎

委 員 大 貫 新 一

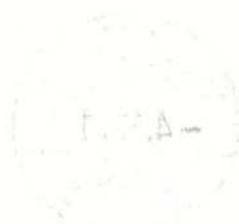
委 員 小 池 孝 則

委 員 齊 藤 正 美

委 員 高 木 佳 子

委 員 西 村 博 匡

委 員 増 田 幹 生



答 申

1 はじめに

本審議会は、令和4年12月16日、東京都北区長から以下の適否について諮問を受けた。

- (1) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づく、東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額
- (2) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づく、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第100条第14項に規定する政務活動費の額

審議にあたっては、各委員が区民各界の代表としての自覚と見識をもって、公正な立場から、特別職等の職責、他の特別区の状況など、関係資料を参考にしながら、多角的かつ慎重な審議を行い、以下の結論を得た。

2 結 論

(1) 報酬等の額

令和4年10月11日、特別区人事委員会は一般職員の給与について、令和4年4月時点で、公民格差が896円(0.24%)であるとして、公民格差を解消するため、初任給及び若年層について月例給与の引上げを勧告した。

特別区人事委員会勧告を踏まえつつ、このたびの審議においては、まず議員報酬並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給与については、それぞれその果たす役割の重要性と職責に見合うものであるとともに、特別区人事委員会勧告等の内容や社会経済情勢の動向、国や他自治体との均衡等を総合的に判断し、区民の理解と納得が得られるものでなければならぬということを確認した。

近年の改定の経緯を振り返ると、議員報酬については、令和2年については特別区人事委員会勧告による一般職の給料措置と同程度の引下げを行い、令和3年及び令和4年は据置きとした。一方で、現状の議員活動は広範囲化し、常勤化するとともに、地方議会議員年金制度が廃止になったこと等により、新たな人材の確保についても厳しい環境となっている。

また、区長、副区長及び教育長の給与についても、令和2年については、議員報酬月額と同様、引下げを行い、令和3年及び令和4年についても議

員月額と同様に据置きとした。

これまで本審議会は、区長、副区長及び教育長についても、執行機関の最高責任者としての職責相応の年収が確保されるべきであることを答申してきたところである。

一方、これまで本審議会の答申では、「特別区人事委員会が一般職の給与に対して改定すべきとの勧告を行った場合には、特別職の報酬についても同様の対応を行うべきである」という趣旨の付言をしたところである。また、「23 区において、一定程度均衡することが望ましいと考える」ともしている。

以上の考えを踏まえ、特別区人事委員会勧告の内容が、初任給及び若年層の給料月額の上上げとされていることから、本審議会は、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の報酬等の額について、据え置きが妥当であるとの結論に至った。

(2) 期末手当の額

特別区人事委員会は、特別区職員の期末手当及び勤勉手当について、「民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月上げる」とする勧告を行った。

これまで本審議会は、一般職員の期末勤勉手当において改定があった場合、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当についても同趣旨の対応を行うことが適当であるとの考えを示してきたところである。

したがって、「(1) 報酬等の額」で示した考え方に準じて、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当については、年間の支給月数を0.1月上げることが適当である。

(3) 地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員の報酬及び政務活動費について

地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員、いわゆる行政委員会委員の報酬については、委員の職責や他区との均衡等を総合的に勘案すると、現在の報酬額は妥当なものと判断した。

ただし、昨今、他の特別区を含む各地において、支給方法のあり方を含め報酬の見直しをめぐる議論等が散見される。

教育委員会と選挙管理委員会の委員の報酬については、平成 24 年の本審議会答申において、他区との均衡に留意した報酬額の改定の検討を求め、平成 25 年から 3 年間で段階的に引下げられたところであるが、他区との均衡にさらに留意し、引き続き、報酬額及びその支給方法の適否について検討を求めるものである。

政務活動費については、議員の職責が増大し、その活動範囲が拡大しており、区民ニーズを的確に把握し、政策形成に反映させる必要性などから、これまでの本審議会答申同様、当面は、現在の水準に妥当性があるものと判断した。

(4) 改定の実施時期等

改定の実施時期については、従来の実施時期等を考慮して、令和 5 年 4 月 1 日から実施することが適当である。

また、我が国の社会経済情勢をはじめ、北区を取り巻く環境の急激な変化や、他の特別区との不均衡など、特別職の報酬等についての状況に大きな変化・変動が生じたときには、本審議会を開催し、検討を実施すべきである。

昨今の新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢に起因する原材料価格の高騰等により、区民の生活は大きな影響を受け続けている。

引き続き、不透明な社会経済情勢における厳しい財政運営が見込まれる中、特別職には、より効果的・効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じ、区民の信頼と信託に応えるべく、その職責を全うしていただくことを期待したい。

